

No 23

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 芝地区救急情報の活用支援事業 | 開始年度 | 平成 20 年度 |
| 所属 | 芝地区総合支所区民課保健福祉係 | | |
| 所管課長 | 芝地区総合支所区民課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 高齢者、障害者等の救急時（119番出動）に、迅速な救命措置等に役立てるため、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の救急情報を収める容器（救急医療情報キット）を配布することで、高齢者、障害者等の安全・安心の確保を図ることを目的としています。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する人で、次のいずれかの要件に該当する人 ①高齢者 ②障害者 ③健康上、不安を抱えている人 |
| 事業の概要 | 本事業は、東京消防庁と連携し、高齢者、障害者等が救急時（119番出動）に、本人等が病状等を説明できない場合、救急隊が、救急医療情報キット内の情報をもとに、かかりつけ医や搬送先医療機関などと連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てることで、万一の救急時に備えるものです。 <利用方法> 救急隊が救急医療情報キットを発見しやすいよう、玄関ドアの内側及び冷蔵庫外側の右上に専用のステッカーを貼り、本キットの中に救急時に必要なかかりつけ医、服薬内容、持病、緊急連絡先等の情報を記載した用紙のほか、本人写真、診察券（写）、健康保険証（写）、薬剤情報提供書（写）等を入れ、自宅の冷蔵庫に保管していただきます。 <利用者負担> 無料 <配布場所> 各総合支所区民課保健福祉係、各いきいきプラザ、各高齢者相談センター、芝の家 |
| 根拠法令 | 港区救急医療情報キット配布実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 累積配布数 | | | 指標2 | 新規配布数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 2,000 | 2,094 | 104.7% | 平成27年度 | 150 | 224 | 149.3% | 平成27年度 | | | |
| 平成28年度 | 2,200 | 2,213 | 100.6% | 平成28年度 | 150 | 119 | 79.3% | 平成28年度 | | | | |
| 平成29年度 | 2,400 | — | — | 平成29年度 | 120 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | ひとり暮らしの高齢者、障害者世帯等の要援護者が、病状等を説明できない状況に置かれた際、救急隊が救急医療情報キット内の情報を活用することで、万一の救急時に迅速かつ適切な救命活動の一助になるとともに、区民や家族に対しても、安心感を与えることができます。 救急医療情報キットを地域において着実に配布し対象世帯への普及を拡大することで、区民の安心・安全確保を推進します。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 108 | 54 | 0 | 54 | 0 | 0 | 0 | 0 | 108 | 87 | 81% |
| 平成28年度 | 106 | 53 | 0 | 53 | 0 | 0 | 0 | 0 | 106 | 87 | 82% |
| 平成29年度 | 99 | 50 | 0 | 49 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 東京都の補助制度（高齢社会対策区市町村包括補助事業）を活用することにより、収入確保に努めています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、万一の救急時に備えるための本事業は、区民や家族の安心確保の一助となり、ひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心に今後も高い需要が見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 23区内においても千代田区、足立区等で同様の事業を実施しています。また、本事業を開始して今年度で9年目を迎えますが、事業内容の問い合わせや高齢者向け雑誌で紹介されるなど、他自治体や報道機関から引き続き関心が寄せられています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 本事業は、区が実施主体となることで、東京消防庁、かかりつけ医等とのより強固な連携を可能にし、区民の安全・安心の確保の観点からも区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 平成29年1月1日現在、芝地区内における住民基本台帳上のひとり暮らし高齢者は2,858人で、このうち民生・児童委員等が実態調査で確認した数は1,205人に達しています。今後も引き続き、民生・児童委員、高齢者相談センター、ふれあい相談員等と連携しながら本事業の必要性を理解いただき、配布の促進及び医療情報の確実な更新に努めていく必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 引き続き、民生・児童委員、高齢者相談センター、ふれあい相談員等と連携しながら、区民に本事業の必要性を理解いただき、救急医療情報キット配布の促進と医療情報の更新に努めます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 救急時におけるひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心とした区民の安全・安心の確保の観点から、今後も本事業を継続していく必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 救急医療情報キット内に保管されているかかりつけ医、服薬内容、持病、緊急連絡先等の情報は、万一の救急時に迅速かつ適切な救命活動を行うための有効な手段です。本事業の一層の普及を図ることにより、区民の安全・安心の確保に関する効果が高まります。 |
| ③ 効率性 | 4 | ふれあい相談員の訪問時の勧奨による利用拡大や、所持者に対して年1回情報更新案内を個別に郵送するなど、効率的、効果的な手法となるよう取り組んでいます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|---|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、本事業は、一刻を争う救命活動に必要な医療情報を確実に提供することを可能にしたシステムであり、今後も継続して実施していくことが妥当と考えます。 |
|---|---|

No 24

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | 芝地区高齢者世帯民間住宅あっせん | 開始年度 | 平成 4 年度 |
| 所属 | 芝地区総合支所区民課保健福祉係 | | |
| 所管課長 | 芝地区総合支所区民課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑤ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、高齢者等の良好な居住環境の確保を図ります。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯 ① 独立して日常生活を営むことができること ② 立ち退きを求められている（その理由が自己の責めによる場合を除く。）、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住居に居住していること |
| 事業の概要 | 本事業は、住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。あっせんが成立した場合には、入居費用の一部を助成します（所得制限あり）。 また、保健福祉支援部高齢者支援課において、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に対して、協定に基づき、年間の事務経費として毎年10万円を支出しています。 <助成内容> 次の①及び②を合算した額（限度額あり） ①礼金相当分（家賃月額×2倍以内で実際に要した額） ②仲介手数料相当分（家賃月額以内で実際に要した額） |
| 根拠法令 | 港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|--------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | あっせん件数（申込件数） | | | 指標2 | 成立件数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成27年度 | 1 | 1 | 100.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 1 | 0 | 0.0% | 平成28年度 | 1 | 0 | 0.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 1 | — | — | 平成29年度 | 1 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 芝地区における過去5年間の実績は、あっせん件数1件、成立件数1件です。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 270 | 270 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 270 | 240 | 89% |
| 平成28年度 | 270 | 270 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 270 | 0 | 0% |
| 平成29年度 | 270 | 270 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 事務費として年間10万円を公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に支払っています。高齢者への住宅のあっせんには、地域の不動産店を取りまとめる同協会の協力が必要不可欠であるため、事務費の削減は困難です。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 平成19年度まではあっせん件数が二桁台でしたが、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、ひとり暮らし高齢者が増加傾向であるため、今後は連帯保証人となる親族などがいない高齢者が債務保証制度を利用するケースが増えることが予想されます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 23区全てで、住宅に困窮している高齢者への住宅の提供、あっせん等の事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 住宅に困窮する高齢者世帯に公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことは、高齢者等の良好な居住環境の確保の観点から、妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果を受け、事業の見直しを図ってください。 |
| 事業の課題 | 区内の実際の家賃と高齢者の希望家賃とのマッチングが難しいため、あっせん件数(申込件数)、成立件数ともに、非常に少ない状況となっています。債務保証制度の周知を徹底するとともに、高齢者の転居先の確保のための新たな方策を、障害者福祉課、子ども家庭課とともに検討する必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 「港区区民向け住宅のあり方検討会」での検討結果は、シティハイツの中堅層への転用という方針であったため、本事業の趣旨とは関連するものではありませんでした。今後は公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部から具体的な実例を聞き取りながら、どのような支援内容が効果的なのか研究を行っていきます。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者が減少するとは考えにくい状況です。公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部によると、区外への物件成立案件もあるようです。高齢者が要望に合う物件を見つけるために、今後も事業を継続する必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 平成19年度まではあっせん件数が二桁台でしたが、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、住宅に関する相談のきっかけとなっている事業は他にないため、相談の契機となるという意味で効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 事業の周知のためにポスターを作成し、各総合支所やあっせん協力不動産店等に掲示しました。より効率的な事業内容へと見直しを図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部と検討を進めています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|--|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者が減少するとは考えにくい状況であるため、継続とします。 昨年度に引き続き、ポスターの作成・掲示等を通して、本事業の周知の徹底を図ります。 また、民間賃貸住宅あっせん事業を担当する高齢者支援課、障害者福祉課及び子ども家庭課で課題の共有や現状把握等をするとともに、助成金の内容や支払方法をはじめ、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部にあっせん状況の報告を求めながら、効果的な支援内容や事業実施方法見直しについて研究、検討を進めていきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 25

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 証明書自動交付事務 | 開始年度 | 平成 17 年度 |
| 所属 | 芝地区総合支所区民課窓口調整係 | | |
| 所管課長 | 芝地区総合支所区民課長 | | |
| 基本政策 | - | | |
| 政策名 | (28) 便利な区民生活を実現する区政運営を推進する | | |
| 施策名 | ① いつでもどこでも区民サービスを提供できる体制の実現 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 行政証明交付事務を機械化して効率的な運用を進めるとともに、交付時間や交付場所等を拡充し区民の利便性向上を図っています。 |
| 事業の対象 | ①港区に住民登録をしている方 ②本籍地が港区で区外に住民登録をしている方 |
| 事業の概要 | <p>【証明書自動交付機での交付（平成17年10月開始）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置場所 各総合支所、台場分室 ○利用時間 平日8：30～21:00、土・日、祝日、年末（12/29～31）9:00～17:00（1/1～3、点検日除く） ○発行証明書 住民票の写し（世帯全員・一部）、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書 ○発行手数料 窓口での発行手数料より50円減額 <p>【コンビニエンスストア（以下「コンビニ」）での交付（平成27年2月開始）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用可能店舗 全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ（マルチコピー機のある店舗に限る） ○利用時間 毎日6：30～23：00（年末年始、メンテナンス時除く） ○発行証明書 住民票の写し（世帯全員・一部）、印鑑登録証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し（全部・一部）、特別区民税・都民税課税証明書（直近3年）、特別区民税・都民税納税証明書（直近3年） ○発行手数料 窓口での発行手数料より100円減額 <p>【本籍地戸籍証明コンビニ交付サービス（平成29年7月開始予定）】</p> <p>本籍地が港区で区外に住民登録をしている方でも戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し（全部・一部）を取得できるサービスの開始</p> |
| 根拠法令 | 住民基本台帳法、戸籍法、公的個人認証法、地方税法、番号法、港区印鑑条例及び同施行規則、自動交付機カードの交付に関する規則等 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---------------------------------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 住民基本台帳カード・個人番号カードでのコンビニ交付機能登録枚数 | | | 指標2 | コンビニでの証明交付枚数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 10,000 | 10,350 | 103.5% | 平成27年度 | 18,000 | 17,167 | 95.4% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 30,000 | 36,425 | 121.4% | 平成28年度 | 54,000 | 31,210 | 57.8% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 45,000 | - | - | 平成29年度 | 68,000 | - | - | 平成29年度 | | - | - | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 住民基本台帳カード・個人番号カードでのコンビニ交付機能登録枚数は当初の目標値を上回っています。コンビニでの証明件数も前年と比較し14,000件以上増加しているため、多くの自動交付機利用者がより利便性の良いコンビニ交付証明へ移行しており、区民の利便性の向上に寄与していると考えられます。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|-------|------|----|-------|---------|------|---------|---------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 142,930 | 141,878 | 0 | 0 | 0 | 1,052 | -6,638 | 0 | 136,292 | 118,933 | 87% |
| 平成28年度 | 98,790 | 97,516 | 0 | 0 | 0 | 1,274 | -13,113 | 0 | 85,677 | 80,815 | 94% |
| 平成29年度 | 83,815 | 83,815 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - | - | - |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 平成28年10月末にリース期間が終了した品川駅港南口公共駐車場の証明書自動交付機を廃止撤去をし、必要経費を大幅に削減しています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | コンビニ交付機能が標準搭載されているマイナンバーカードの普及により、コンビニでの証明交付の利用者数及び件数の一層の拡大が見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 平成25年7月時点ではコンビニでの証明交付を行っている市町村は71市町村でしたが、平成29年5月1日現在では411市町村となっており、東京都23区では港区を含め21区が交付を行っています。マイナンバーカードはコンビニ交付機能が標準搭載されているため、マイナンバーカードの普及によりコンビニでの証明交付を行う市町村の増加が見込まれます。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 自動交付機及びコンビニでの証明交付サービスは区民にとって夜間、休日でも証明書を取得することができる利便性の良いサービスであるため、区が周知等を行い利用を促す必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 自動交付機による交付からコンビニ交付への移行は、十分な周知を行い、丁寧に進めてください。 |
| 事業の課題 | 平成28年7月の庁議において、証明書自動交付機の一斉撤去の方向性が決定されました。今後は、より利便性が高いコンビニでの証明交付を推進し、証明書自動交付機を全廃していきますが、リースの終了時期が証明書自動交付機によって異なることや、未だ利用者も多いため、撤去の時期等に関しては利便性等を踏まえて、再調整を行います。また、マイナンバーカードのより一層の普及に努め、コンビニでの証明交付推進につなげていく必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | マイナンバーカードへの切り替えを促進するために証明書自動交付機が利用できる各種カード所有者へコンビニ交付サービスの利用を推奨する通知の発送を行います。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 当初掲げた事業目的について、現在も一致しています。区民の要望と事業の目的は一致しています。 |
| ② 効果性 | 4 | 事業の実施手段は妥当かつ効率的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 事業は先見性を持って計画的に実施されています。事業は特定の対象者に偏っていません。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | ○ 拡充 | ● 継続 | ○ 改善 | ○ 廃止 | ○ 統合 |
|---|--|------|------|------|------|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | | | | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 平成28年7月の庁議において、証明書自動交付機の一斉撤去の方向性が決定されました。それに伴い、証明書自動交付機からコンビニでの証明交付への移行を誘導する取組を行ってきましたが、利用率においてコンビニでの証明交付よりも証明書自動交付機の方が依然として高く、区民の利便性を維持するため、平成29年9月末でリース期間が満了する4台を当初予定どおり撤去し、リース期間が残る2台(平成30年2月末まで、平成30年9月末まで)をリース期間が満了するまで活用します。 | | | | |

No 26

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 路上生活者自立支援 | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所 属 | 芝地区総合支所生活福祉担当 | | |
| 所 管 課 長 | 芝地区総合支所生活福祉担当課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ⑬ 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実 | | |

事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 路上生活者に対し、食事等の提供等の緊急援護を行います。自立支援センターと連携し、路上生活者の自立に向けた支援を行います。 |
| 事業の対象 | 路上生活者 |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事等の提供 窓口に来所した路上生活者に対し、栄養食の提供、就労等のための交通切符の提供を行います。必要に応じて医療機関での受診を行います。 ・自立支援事業 自立支援センター「新宿寮」では、路上生活者の巡回相談、緊急一時保護、就労による自立および地域生活への移行を支援します。 平成29年度と平成30年度の2年間、路上生活者モデル事業として、路上生活が長期化した高齢者を対象に、地域生活への移行を支援する事業を行います。 |
| 根拠法令 | |

事業の成果

| 指 標 | 指標1 | 窓口来所者数 | | | 指標2 | 新宿寮利用者数 | | | 指標3 | 路上生活者数 | | |
|-------------------|---|--------|-------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 1,000 | 921 | 92.1% | 平成27年度 | 48 | 41 | 85.4% | 平成27年度 | 30 | 33 | 110.0% |
| 平成28年度 | 1,000 | 616 | 61.6% | 平成28年度 | 48 | 29 | 60.4% | 平成28年度 | 30 | 40 | 133.3% | |
| 平成29年度 | 600 | — | — | 平成29年度 | 36 | — | — | 平成29年度 | 30 | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>窓口来所者数は年間の延べ人数。 新宿寮利用者は緊急一時保護利用者数。平成28年度利用者数29名のうち、20名が自立に向けた支援を受けました。 路上生活者数は、毎年1月に東京都が目視により行う路上生活者の人数。</p> | | | | | | | | | | | |

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|-----|------|------|------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 838 | 838 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 838 | 748 | 89% |
| 平成28年度 | 836 | 836 | 0 | 0 | 0 | 0 | -56 | 0 | 780 | 730 | 94% |
| 平成29年度 | 844 | 844 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 緊急援護の交通切符については、期限切れになる前に、払い戻しの処理をおこなうようにします。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 緊急援護については、他区でも同様の事業を行っています。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 緊急援護については、毎年減少しており今後も減少が見込まれます。自立支援センターの利用については、一定程度需要があると思われます。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 緊急援護は、路上生活者に適切かつ総合的な支援を行うため、区が実施すべきです。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 窓口に来所する路上生活者は減少していますが、公園等に起居する路上生活者はむしろ増えている状況です。公園等に起居する路上生活者は地域の課題としても解決が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 路上生活者モデル事業の評価を行い、より実効性のある事業となるよう関係機関との協議をすすめていきます。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 緊急援護、自立支援センターへの入所は路上生活者の福祉の観点から必要です。また、公園等で起居する路上生活者は一定数存在し、地域の課題として解決が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 都区共同で実施することで効果的に事業を行うことができます。 |
| ③ 効率性 | 4 | 都区共同で実施することで効率的に事業を行うことができます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|---|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 公園等で起居する路上生活者のうち、長期化した高齢者を対象に、地域生活への移行を支援するモデル事業を都区共同で行います。巡回相談を強化し、いままで支援に結びつかなかったケースを路上生活から脱却できるよう、協働推進課等関係部署と連携しながら事業をすすめていきます。 |
|---|--|